

# 利用状況の推移と支援体制の変化について

～利用者数の変化から社会的使命について考えてみる～

○東海林正謙 (SW) 北上守利 (OT,ST) 秋山明美 (OT) 萩荘則幸 (MD)  
(新潟県障害者リハビリテーションセンター)

## 1 はじめに

新潟県障害者リハビリテーションセンター(以下、当センター)は、平成18年4月から指定管理者制度により、新潟県から指定を受けて社会福祉法人豊潤舎(以下、当法人)が運営している。

県立県営であった当センターは、かつて新潟県更生指導所として、戦後、身体障害者福祉法の施行により、全国に一斉に整備された身体障害者更生施設のうち肢体不自由者更生施設であった。その目的を肢体不自由者が、入所または通所により、生活指導をはじめ診断・治療・機能回復訓練、職業的指導等の医学的・心理的・職業的更生を図ることとした施設である。

しかし、時代とともに、利用者のニーズも変わり、多岐に渡るようになってきた。当センターでは民間の強みを活かして様々な工夫を行い、利用者のニーズを当センターのサービスに繋げてきた。

今回、当センターの過去を整理し、変化するニーズにどのように対応してきたか、その結果である利用者数の変化とともに考察することにした。

## 2 当センターの沿革

昭和25年4月の身体障害者福祉法の施行に伴い、12月に身体障害者更生援護施設として入所定員50人で設置される。

その後、診療所の併設、義肢製作所の設置も進み、当時としては、とても細かく職業的更生のための訓練科目も整備され、個々の利用者の適性と希望に応じて対応していたと思われる。ただし、開所当時の施設入所者台帳には、退所先及び退所後の記録がなく、社会復帰後の動向は確認できていない。

平成になるころには、各科目も整理され、義肢製作業務、裁縫科、電気科などは廃止され、印刷科にワープロ訓練が開始されたとの記録が残っている。

平成9年4月に、現在の住所へ新築移転し、入所定員も50人から30人に減らしているが、当時を知る方からは、少しでも障害が重いと入所できず、利用しづらかったと聞いている。

一方、新築移転した建物は、身体障害者福祉センターA型、および点字図書館などの視聴覚障害者情報提供施設も併設し、障害者の方々の地域交流施設の機能を併せ持ったものであった。この環境は、建物の「ふれ愛プラザ」という名称どおり、施設入所者と地域の方々のふれあいの場にもなり、現在では、エコロジカルアプローチの一端を担っている。

平成18年4月から指定管理者制度により、新潟県より指定を受けた当センターは、初年度から抜本的な改革を行い、通所枠を設け、日中の訓練のみの通所利用者であれば、介護が必要な方の受入れも行った。また、慢性的に満床とならない入所施設については、空床型の短期入所事業も行い、地域のニーズに応じていく努力を行った。結果的に少しずつ利用者は増えていくこととなる。

平成24年3月より障害者自立支援法(現障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)の新体系に移行し、小規模ながら指定障害者支援施設として位置付けられた。メイン事業を自立訓練(機能訓練)事業とし定員を24人、他は、就労移行支援事業6人、生活介護事業6人の計36人の日中活動支援を行い、施設入所支援はADLが自立された方だけの30人の定員とした。

現在(H27.10.1現在)では、機能訓練事業の登録者36人、就労移行支援事業の登録者9人、生活介護事業の登録者9人となり、施設入所支援利用者も24人となっている。

## 3 指定管理後の利用状況の変化(結果)

### (1) 指定管理後～新体系移行前

沿革でも述べたように、指定管理を受けた当法人では、より多くのニーズにサービスをつなげられるよう抜本的な改革を行った。

まず、通所枠を設け、日中の訓練であれば、介護が必要な重度な方でも利用が可能であったとした。もう一つは、施設の有効利用を考慮し、空床型の短期入所事業を始めた。どちらも指定管理前(県営)は、様々な縛りがあったようで、利用に至らなかった事

業である。

しかし、利用者数の推移から見ても、すぐに通所利用者へのサービス提供につながっている。通所利用者数は、多少の上下はあるが、年を重ねるごとに増えていることがわかる。

## （２）新体系移行後

障害者自立支援法による新体系に移行する際は、当法人は指定管理者であることから、指定者である県と繰り返し協議を行い、それまでの実績、利用者数の推移、個々の利用者像等を考慮した結果、上記の沿革のとおり新しい事業編成となった。

利用者数の推移をみると、まず一気に入所、通所ともに利用者数が増加していることが分かる。特に、平成 25 年度から平成 26 年度にかけては、入所者もほぼ満床に近い数字になっている。実は、表には反映されていないが、平成 26 年度の 12 月に一時、施設入所支援も 30 人定員満床となった。

その後、入所者については少し減少したが、通所者は、右肩上がりの状況である。

## （３）各事業の推移

メイン事業として位置付けている自立訓練（機能訓練）をはじめ、日中活動の三つの事業については、少しずつではあるが増加しており、利用定員以上の利用者数となっている。

## 4 考察

### （１）指定管理後～新体系移行前

指定管理後の利用者数の変化については、入所者数に大きな変化はなく、ほぼ 20 人前後で横ばいであり、上手くニーズにつなげたとは言い難い。

一方、通所利用者については、少しずつ利用者数が増え、ニーズの掘り起こしができたことが伺える。当時の旧体系では、毎日通所することが原則であったことを考慮すると、利用者自身が生活拠点をもち、当センターのサービスを通して、社会復帰、社会参加を目指していた方々が多数いたことが想像できる。

また、通所では重度の方の利用も可能になったことから、当センターが利用しやすくなったことも利用者数を底上げした要因と考えられる。

### （２）新体系移行後

全体的に利用者数が増加していることから、利用者個々のニーズに対して、当センターのサービスを上手くつなげている実態が伺われる。

特に、通所利用者の伸びは大きく、新体系の仕組みが個々の利用者にとって効果的であったことも推

測される。

特に、当センターの利用者の多くが、他の事業所や医療機関等と併用して利用している実態も加味すると、個々の目的に応じてサービスを構築できる仕組みは、画期的であったと考えられる。

### （３）各事業の推移

新体系に移行し、日中活動の自立訓練（機能訓練）、就労移行支援、生活介護の三事業とも、定員以上の利用者数であることから、当センターに登録し、利用した方は、非常に多いことが推測される。

一方、直近のそれぞれの事業の利用率をみると、利用者数（登録者数）に比べると低く、利用者の多くが、毎日利用するような実態ではないことが分かる。特に生活介護では顕著に現れている。

このことから、ニーズにサービスを繋げられるようになった実態は伺えるが、利用者数の多さは、実際の現場において、効率的にサービスを提供できているかという点に疑問が残るデータであると考えられる。

## 5 まとめと今後の課題

今回は、単純に利用者数と利用率を整理しただけだが、当センターの利用者数の増加は、それぞれの事業における当センターのサービスに期待する利用者が数多くいることが伺えた。

新体系後の利用者数の増加は目覚しく、少なくとも旧体系と比較すると、倍以上の利用者の方々のニーズにサービスをつなげてきた実態が伺えたが、一方では、多くの課題、疑問が残る結果となった。

まず、前述したとおり効率的なサービス提供ができていくかという点である。すなわち、経営的に継続可能な状態であるかという点である。利用者が増加したことによって、サービスの質が落ちたり、経費がかさんでサービスの見直しが必要な状態に陥っては本末転倒である。収支の観点も含めた分析が必要である。

また、当センターの認知度において、事業内容やサービスのシステム等を関係機関や利用者がどれだけ理解しているかが伺えない。この観点についてもアンケート等を行い、分析をすることが求められる。

最後に、全国的にみると、自立訓練（機能訓練）を廃止する事業所が多い中、病院との併設型でもない小規模な当センターが、多くの利用者のニーズをサービスにつなげることができている実態は、支援者の一人ひとりが、自らが担う社会的使命に対して真摯に向き合ってきた結果ではないかと感じている。